

檀原市特別職の職員の報酬等について（答申）

1 はじめに

檀原市特別職報酬等審議会は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、市長から「議会議員及び行政委員の報酬並びに常勤の特別職の職員の給料の額」（以下「特別職の報酬額等」という。）について諮問を受け、平成28年10月25日、平成28年11月14日の2日に亘り審議を行った。

平成26年1月の本審議会における特別職の報酬額等の見直し以降、わが国においても少子高齢化の問題、雇用環境の変化、社会保障制度の改革など、様々な要因に基づき社会経済情勢が変わりつつある。そのため今回の見直しを行うにあたり、こうした情勢を踏まえながら、県内12市及び類似団体87市（Ⅲ－1）から抽出した34市における報酬等の状況をもとに広範な角度から分析・検討を進めることとした。

委嘱を受けた委員は、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持しつつ、自由闊達な意見交換を図りながら審議を進めた。

2 審議の経過及び論点

今回の審議を進めるにあたり、大きく次の2つの観点から分析と考察を行うこととした。

1つは“近年の社会情勢から見た報酬額等の見直しの必要性”、もう1つは“他団体との比較における報酬額等の妥当性”とし、それぞれ資料に基づき議論を進めた。

まず、1点目として、近年の景気動向、これまでの人事院勧告の経緯、檀原市の財政状況、県内12市及び類似団体34市の財政等の状況の確認を行った。アベノミクスの経済政策による景気回復の基調が緩やかではあるが継続していること、民間事業所との給料比較を踏まえた人事院勧告において、3年連続で俸給の引き上げ勧告が行われたこと、檀原市の財政状況等について決算書ベースではここ数年上向き傾向にあることなどから、特別職の報酬額等の引き下げを導く要因はないとされる。ただし、今後の社会情勢の見通しや檀原市の職員の給料カットの現状を考慮した場合、引き上げを行うまでの積極的な要因もないと判断されることから、“社会情勢から見た報酬額の見直し”については、現時点において必要性が少ないと判断される。

次に2点目において、県内12市と類似団体34市との比較では、「市長、副市長、教育長の特別職の給料」、「議会議員の報酬」、「行政委員会委員の報酬」の別に傾向が異なる為、それぞれについて現状等を判断しつつ、その報酬額の妥当性の検証を行うこととした。

【市長・副市長・教育長の給料について】

過去の審議会においても、社会情勢等の様々な状況を鑑みながらその時勢に応じた見直し

が行われてきた。その中で 2 度に亘る給料額の引き下げが行われ、また現在まで引き続き独自の給料カットを実施している状況にある。

他の団体との比較では、県内 12 市において中位の位置にあり、奈良市、大和郡山市、生駒市と比較しても良好であると判断される。

また類似団体 34 市においても、同じく中位にあり、市長・副市長・教育長の給料額は何れも適正な範囲にある。

先の 1 つ目の観点とこうした現状を総合的に判断した結果、今回の見直しでは、現行を据え置くことが望ましいとの意見でまとまった。

【議長・副議長・議員の報酬について】

これまでも市長等の給料と同じ水準で推移してきた背景があり、一定の基準をもって見直されてきた。

他の団体との比較では、県内 12 市において中上位の位置にあり、奈良市、大和郡山市、生駒市と比較しても概ね良好であると判断される。

一方、類似団体 34 市で比較した場合、何れも 4 位と高水準にあることが確認され、これを受け本審議会において報酬額の引き下げについての検討の必要性も論じられた。しかしながら近畿圏の都市部は高水準であるといった傾向や奈良市、大和郡山市、生駒市といった県内でも人口規模の大きな市との均衡を図る必要性も考えられることから、報酬額の妥当性を論じるにあたり、議員活動の実情をより深く知る必要があるとの判断に至った。

議会事務局からの説明を受け、議員活動の重要性、その報酬のあり方、さらには奈良県の地域性も考慮しつつ検討を進めた結果、議長・副議長・議員の報酬額について、類似団体との比較をもって著しく高水準にあるとは言えず、市長等の給料を据え置く状況においては、同じく現行で据え置くことが望ましいとの意見で一致した。

【行政委員会委員の報酬について】

行政委員会委員の報酬の支給方法及び報酬額については、団体ごとに活動内容等に差異があり地域性も含め考えた場合、一概に比較することは難しい状況にある。支給方法については、過去の審議会でも「月額制」、「日額制」の是非について十分に議論され、現在は適正な形であると判断される。また現行の報酬額については、他の団体との比較においても活動実績に対して著しい差はなく概ね妥当な額であると判断される。こうした状況から各委員の報酬額について現行で据え置くことが望ましいとの意見でまとまった。

以上の一連の審議を踏まえ、「市長、副市長、教育長の特別職の給料」、「議会議員の報酬」、「行政委員会委員の報酬」の見直しについて、本審議会では以下のとおり結論付けることとした。

3 結 論

市長・副市長・教育長の給料について、現行の額を据え置くものとする。

議長・副議長・議員の報酬について、現行の額を据え置くものとする。

行政委員会委員の報酬について、現行の額を据え置くものとする。

4 付帯意見

本審議会において、議長・副議長・議員の報酬については、他団体の状況も踏まえその額の妥当性に関して特に審議を深めたところである。議会は重要な市政運営の議決機関であり、議会議員の職責は極めて重大である。議会議員の報酬は、地方自治を支えるために必要な経費であり、その額の妥当性については、檀原市の発展と市民福祉の向上のためにいかに貢献しているかという視点により判断される場所であるため、議会議員には更なる檀原市の発展に繋がる積極的な活動を、また、議会事務局においてはその活動内容について一層の周知に努められるとともに、より多くの市民に関心をもっていただくよう努力されることを期待する。

以 上